

磯部地域予約運行型バス「ハッスル号」協議会規約

(目的)

第1条 磯部地域予約運行型バス「ハッスル号」協議会(以下「協議会」という。)は、磯部地域予約運行型バス「ハッスル号」(以下「ハッスル号」という。)に関する意見を取りまとめ、路線、サービス設計について協議するとともに、利用促進を図ることにより、地域における効率的なバスサービスの運用を支援することを目的とする。

(構成)

第2条 本協議会は、委員として磯部地域内のハッスル号の停留場所がある地区の自治会長又は区長と磯部町地区自治会連合会役員(会長、副会長)をもって構成する。

2 本協議会に会長、副会長を置く。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第4条 本協議会における協議事項は次のとおりとする。

- (1)「ハッスル号」に関する意見、要望に関する事
- (2)「ハッスル号」に関する新設、変更、廃止等に関する事
- (3)「ハッスル号」の利用促進、改善等に関する事
- (4)その他、「ハッスル号」に関する事

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議事を主宰する。

2 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を依頼し、助言を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月4日から施行する。